平成２６年（フ）第４８５３号
大阪府枚方市甲斐田新町63番12―101号
債務者　山田　雄三
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００６号
大阪市旭区中宮１丁目12番12―301号、前住所兵庫県尼崎市水堂町３丁目17番18―404号
債務者　古川　祐典
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１３２号
大阪府高槻市玉川２丁目21番505号
債務者　長谷川　彩（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２４３号
大阪府茨木市畑田町17番21号　リバーコーポラス402号
債務者　松村　幾野
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１号
香川県高松市上福岡町893番地25
債務者　溝口さゆり
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２３号
長崎県長崎市音無町20番18号　山本アパート102
債務者　江﨑　光二
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
長崎県長崎市布巻町165番地１、旧住所大分県大分市大字中戸次4076番地　７棟207号
債務者　岡本　敏幸
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８２号
仙台市太白区西中田５丁目24番１―102号
債務者　大野　牧衣
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７０２号
仙台市若林区裏柴田町10番地　コーポサブリナ202
債務者　麻生　春美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　４棟404号室
債務者　栗山有一こと　朴　林壽
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
茨城県古河市坂間250番地10、前住所茨城県猿島郡境町1635番地２
債務者　長谷川榮子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２３３号
茨城県坂東市幸田新田134番地
債務者　高田　武士
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２３７号
茨城県筑西市藤ケ谷1763番地32
債務者　石井　克典
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７４号
千葉県いすみ市佐室829番地３
債務者　岡崎　香澄（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
千葉県勝浦市墨名377番地の５
債務者　山下　弘一
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
富山県射水市土合1052番地２
債務者　土谷　舞子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１２８号
富山県砺波市西中98番地１
債務者　窪喜　芳美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３４号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―118号　レジデンス高岡ＩＩ志賀方
債務者　梅津たか子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部